

平成 26 年 1 月 31 日公開の「平成 26 年度総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）」の仕様書について誤りがあったため、次のとおり仕様書を訂正しましたのでご確認ください。

仕様書正誤表

	誤	正
5 ページ 5 その他 (5)	<p>入札にあたっては、「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9」に基づき、算出すること。また、契約後速やかに、「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9」を主管担当（医療）まで提出すること。なお、この明細書記載の数量については概算であり、本市の都合により増減することがある。この場合にあつては、契約金額の確定は確定数量に、明細書記載の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加算して行うものとする。毎月の業務終了後、翌月 5 日までに当月の確定数量と単価を記載した「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9」を主管担当（医療）へ提出すること。ただし 3 月処理分は 3 月 31 日までに提出すること。</p>	<p>入札にあたっては、「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9-1」に基づき、算出すること。また、契約後速やかに、「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9-1」を主管担当（医療）まで提出すること。なお、この明細書記載の数量については概算であり、本市の都合により増減することがある。この場合にあつては、契約金額の確定は確定数量に、明細書記載の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加算して行うものとする。毎月の業務終了後、翌月 5 日までに当月の確定数量と単価を記載した「総合福祉システム（生活保護システム）出力帳票封入封緘等業務委託（概算契約）委託料明細書別紙 9-2」を主管担当（医療）へ提出すること。ただし 3 月処理分は 3 月 31 日までに提出すること。</p>
91 ページ [2] 年間訪問計画表・査察指導簿・世帯票 1 業務概要	<p>業務概要については次のとおり（年 1 回）</p>	<p>業務概要については次のとおり（年 2 回）</p>

92 ページ [2] 年間訪問計画表・査察指導簿・世帯票 5 処理日程	帳票引取日は3月上旬頃1回、下旬頃1回の計2回とします。納品日は、帳票引取日を1営業日目と起算して、3営業日後以降こちらが指定する日とします。	帳票引取日は年間訪問計画表については3月上旬頃1回、査察指導簿と世帯票については下旬頃1回の計2回とします。納品日は、帳票引取日を1営業日目と起算して、3営業日後以降こちらが指定する日(計2回)とします。
別紙9	【2】保護課(保護)および【3】保護課(査察指導)明細書の添付漏れ 各業務の対象件数が空白	別紙9-1に修正 【2】保護課(保護)および【3】保護課(査察指導)明細書を添付 各業務の対象件数を記載
別紙9-2		毎月の業務終了後、主管担当(医療)への提出用を新規作成

※上記修正に伴い、総ページ数(表紙・目次除く)が115頁から121頁に増加しています。